

日病薬の最近の動き(4)

精神科病院特別委員会・精神科薬物療法小委員会の活動について

精神科病院特別委員会・精神科薬物療法小委員会
委員長 吉尾 隆

平成19年度は、病院薬剤師にとって最も関心の高い、病院薬剤師人員配置基準の検討会での結論が出される年であり、平成20年度の診療報酬の改定に向けた準備が大詰めを迎える年でもあります。また、このことは病院薬剤師の将来を考え、行動していくうえで大変重要な節目を迎えているのではないかと思います。このような状況のなか、精神科病院特別委員会・精神科薬物療法小委員会では精神科領域における薬剤師業務の標準化と専門性の向上に向けた活動を行っています。

精神科病院特別委員会の目的は、精神科薬剤師業務の標準化により精神科チーム医療における薬剤師の専門性と役割を確立することであり、これまでの活動としては、各都道府県病院薬剤師会(以下、病薬)に精神科担当者あるいは担当部署を設け、平成12年10月には全国会議を行い、平成14年3月には精神科薬剤師業務の標準化のためのワークショップを行い、平成15年には精神科病院特別委員会編集による「精神科薬剤師業務標準マニュアル」を作成し、平成16年に本マニュアルを使用した講習会の開催を全国8ブロック(北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)において開催してきました。そして、平成19年9月には「精神科薬剤師業務標準マニュアルー服薬指導のポイントー2007-2008」を発行しました。そして現在、精神科病院特別委員会は「専門薬剤師認定制度委員会・精神科薬物療法小委員会」による精神科薬物療法認定薬剤師および精神科専門薬剤師の認定を支援するための活動も行っています。

活動計画

平成19年度の活動目標と活動計画は以下の通りとし、活動を行ってきました。

(1) 目的

- ① 精神科領域における薬剤師業務の標準化と専門性の向上
- ② 精神科医療における薬剤師業務の医療的効果の向上
- ③ 精神科病院における薬学生実習受け入れ施設の増加

(2) 活動内容

- ① 精神科領域における薬剤師業務の標準化と専門性の向上のため、精神科薬剤師業務標準マニュアルの改訂を行う。
- ② 精神科専門薬剤師認定のため、精神科薬物療法小委員会の活動を支援する。
- ③ 精神科医療における薬剤師業務の医療的効果を平成18年度「病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する実態調査」を基に検討し、向上を図る。
- ④ 精神科病院における薬学生実習マニュアルの作成を行う。

精神科病院における人員配置基準と精神科薬剤師業務

現在、精神科病院における薬剤師の人員配置基準は入院患者150名に1人、外来処方せん枚数75枚に1人とされています。過去の調査から、全国の精神科病院に勤務する薬剤師数は約3,000人程度とされています。また現在、国内には約250万名の精神障害者がおり、約35万床の精神科病床に約32万名が入院し、約220万名が外来治療を受けているといわれています。精神科病院における入院患者のなかには、いわゆる社会的入院といわれている患者が約70,000名いるといわれ、平成16年9月に精神保健福祉対策本部において取りまとめられた精神保健福祉の改革ビジョンでは、今後10年間でこの70,000名を退院させ、地域において処遇する方針が明確となりました。このような状況を受け、精神科病院特別委員会では病院薬剤師現状調査に精神科部門の調査を検討、追加して調査しました。その結果、現状で精神科病院には患者70~100名に1人の薬剤師が配置され、日々薬剤師業務を行っていることが判明しました。また、本調査から、薬剤師が臨床現場で機能することで薬物療法に対するアドヒアランスが向上することも推察されました。

精神科領域の薬物療法ではアドヒアランスの向上が治療上で重要です。薬剤師もインフォームド・コンセントにかわり、またセカンドオピニオンとして機能することで、薬物療法における医療者－患者間の調整役となります。アドヒアランスの向上は、患者－医療者間の信頼関係の構築により達成されるものであり、薬物療法に関する情報を適切に患者および医療者に提供し、チーム医療に関与する必要があります。アドヒアランスを高めるには薬物療法に対する適切な支援が必要となり、薬剤師が行う支援として特に重要なのが薬物療法の評価（効果と副作用を含む）です。特に、統合失調症患者の再発の原因は様々な理由による服薬の拒否（断薬或不規則で不十分な服薬）であることが多いといわれています。薬剤の効果や副作用の対処法に関する情報が不十分であるために服薬が適正に行われていないことが考えられ、これらの情報を医師および医療スタッフのみならず、患者・家族と共有する必要があります。

今回の実態調査から、精神科領域における薬剤師の業務の方向性とその意義がみえてきたといえます。精神科薬物治療における適切な薬学的管理をより良い精神科医療につなげるため、精神科薬剤師業務標準マニュアルが役に立つと思います。

精神科薬剤師業務標準マニュアルー服薬指導のポイントー2007-2008

平成15年に発刊された精神科病院特別委員会編集による「精神科薬剤師業務標準マニュアル」は大変好評であり、発刊後約4年が経過することから、改訂版の作成が多くの方から要望されていました。本委員会では、平成18年度からの継続活動として精神科薬剤師業務標準マニュアル改訂版の作成を行ってきました。今回のマニュアルでは、これまで多くの会員からの要望であった薬学生病院実習マニュアル(精神科版)を盛り込むことができました。薬学教育が六年制となり、3年後には六年制教育による実務実習が開始されるため、精神科領域の薬剤師業務と学生実習との整合性を図る必要もありました。また、薬学生病院実習マニュアル(精神科版)を追加収載することで、精神科領域における薬剤業務の必要性を薬学生に理解させることが可能となり、精神科病院における薬剤師確保にもつながることから、全国の精神科病院で今後、積極的に学生実習を受け入れることを奨励することも大きな目的となっています。

全国8ブロックでの担当者会議

精神科領域における薬剤師業務の標準化と専門性の向上を目的として、各病棟の精神科担当者間および当委員会委員との情報の共有を行うため、全国8ブロックにおいて各病棟の精神科担当者と当委員会委員による合同会議を開催し、前掲目的の達成のため全国的な情報の共有を行うことを検討しましたが、予算の問題等もあり、今後検討を継続していくこととなりました。

精神科薬物療法認定薬剤師および精神科専門薬剤師の認定を支援するための活動

日本病院薬剤師会雑誌平成19年7月号で、精神科薬物療法認定薬剤師および精神科専門薬剤師認定資格が会員に発表されました。精神科薬物療法小委員会では認定資格に関し、専門薬剤師制度認定委員会との連携の下認定資格を検討してきましたが、ようやく決定されました。現在、平成19年度末までに過渡的措置認定による精神科専門薬剤師を委嘱し、精神科薬物療法認定薬剤師および精神科専門薬剤師の認定審査委員会、試験委員会、研修委員会などを順次立ち上げ、平成20年度中には精神科薬物療法認定薬剤師のための講習会の開催、そして精神科薬物療法認定薬剤師および精神科専門薬剤師の認定試験を行っていく予定です。また、精神科病院特別委員会ではこれらの認定作業を効率良く実施していくための支援を今後も継続していく予定です。

精神科領域における病院薬剤師の今後

病院薬剤師の業務は、患者に対して適切かつ安全な薬物療法が行えるよう調剤のみならず、チーム医療に積極的に参画し病棟における服薬指導等を行うことが必要であり、これらの業務は医療技術の進展等により高度化・多様化しています。精神科病院における薬剤師業務も、新たな向精神薬の登場や心理社会的治療法の導入により高度化・多様化しています。また、精神科病床の削減により精神科領域で業務を行う薬剤師の多くは、今後地域における精神科チーム医療の一員となることが想定されます。従って、病院薬剤師も今後は、病院内のみでの薬剤師業務を行っているのでは精神保健福祉の改革ビジョンに乗り遅れてしまうことになります。精神科病院特別委員会および精神科薬物療法小委員会では精神科領域における薬剤師業務の標準化と専門性の向上のため、今後、地域精神科医療を見据えた活動を行っていきたいと考えています。